

平成 27 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社セゾン情報システムズ
代表者名 代表取締役社長 宮野 隆
(J A S D A Q ・ コード : 9640)
問合せ先 取締役 経営企画室 室長 赤木 修
電話番号 03-3988-3477

ECM マスター ファンド SPV 1 による 当社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

本日、ECM マスター ファンド SPV 1 (以下「買付者」といいます。)より、別添のとおり、買付者が当社株式に対して公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。)を開始する旨が公表されておりますので、お知らせいたします。

当社は、平成27年2月6日 (金)、エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー (以下「エフィッシモ」といいます。)から、平成27年2月9日 (月)に本公開買付けの開始を決定し、公表する旨の一方的な通告を受けました。

エフィッシモによる通告及び本公開買付けの開始に係る公表文書によれば、買付者は、本公開買付けによる当社の株券等を取得及び所有すること等を目的としてケイマン諸島法に基づき設立された会社であり、その投資権限及び投資対象の議決権行使に係る権限は、買付者とエフィッシモとの間の投資一任契約に基づきエフィッシモが有しているとのことです。また、本公開買付けは、857,028株 (当社の発行済株式総数 (自己株式を除く。))の5.29%を買付予定数の上限に設定しているとのことです。

本公開買付けに関する当社の意見及び対応方針につきましては、本公開買付けに係る公開買付届出書の内容等を分析・検討した上で、当社取締役会において決定し、適切に開示いたします。株主・投資家の皆様におかれましては、当社から開示される情報に十分ご留意いただき、慎重に行動していただきますようお願い申し上げます。

なお、本開示資料は、本公開買付けに関する意見を表明するものではありません。本公開買付けに関する当社の意見表明は決定次第改めてお知らせいたします。

以 上

平成 27 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 ECM マスター ファンド SPV 1
代表者名 ディレクター 高坂 卓志

株式会社セゾン情報システムズ（証券コード 9640）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

ECM マスター ファンド SPV 1（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社セゾン情報システムズ（コード番号：9640、JASDAQ 上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式を、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

（1）本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けによる対象者の株券等を取得及び所有すること等を目的としてケイマン諸島法に基づき、平成 26 年 12 月 31 日に設立された会社であり、本日現在において、対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を所有しておりません。

また、公開買付者の特別関係者であるエフィッシモ キャピタル マネージメント पीティーイー エルティエディー（以下「ECM」といいます。）及びロイヤル バンク オブ カナダ トラスト カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「RBC」といいます。公開買付者、ECM 及び RBC を総称して、以下「公開買付者グループ」といいます。）は、本日現在、対象者普通株式を合計で 4,488,900 株（所有割合（注 1）27.71%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。)) を所有しております。なお、公開買付者と ECM 及び RBC との関係については、後記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程 ①公開買付者の概要」をご参照ください。

ECM 及び RBC は、対象者普通株式の市場株価は対象者の企業価値に比べて割安であると考え、平成 20 年 8 月ころより、議決権の行使により対象者の経営を支配すること又は重要提案行為等若しくは取締役の派遣により対象者の経営に影響を及ぼすことを目的とせず、対象者普通株式の中長期的な企業価値の向上に伴う値上がり益及び配当益を得るという純投資目的で対象者普通株式を取得してきました。今般、公開買付者は、これまでの公開買付者グループの対象者に対する投資行動の延長として、本公開買付けを通じて、対象者普通株式を買い増すことを決定いたしました。

本公開買付けは、対象者普通株式の過半数の取得を目的とするものではなく、本公開買付け後においても、公開買付者グループはこれまでどおり、以上で述べた純投資目的で対象者普通株式を中長期的に保有することを予定しており、議決権の行使により対象者の経営を支配すること又は重要提案行為等若しくは取締役の派遣により対象者の経営に影響を及ぼすことを目的としておらず、その具体的な予定・見込みもありません。なお、公開買付者グループが公開買付けという形式での対象者普通株式の買増しを決定した経緯については、後記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程 ②本公開買付けの背景等」をご参照ください。

（注 1） 所有割合とは、対象者が平成 27 年 2 月 5 日に公表した平成 27 年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者平成 27 年 3 月期第 3 四半期決算短信」といいます。）に記載された平成 26 年 12 月 31 日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（16,200,000 株）から対象者が所有する普通株式に係る自己株式数（217 株）を除いた数（16,199,783 株）に対する割合をいいます。以下、別途の記載がある場合を除き、同じです。

上記のとおり、本公開買付けは、公開買付者グループによる純投資目的での対象者普通株式の買増しを意図するものであるため、対象者普通株式を取得することにより得られる経済的利益を最大化させつつ、対象者の経営陣、株主、その他のステークホルダーに対し、公開買付者グループが議決権の行使により対象者の経営を支配すること又は重要提案行為等若しくは取締役の派遣により対象者の経営に影響を及ぼすことを目的としていないことを明確に示す観点から、総議決権の3分の1超の議決権の取得を意図していないことを明らかとするため、買付予定数の上限を公開買付者グループによる本公開買付け後の所有割合が33%となる株数(5,345,928株)から、公開買付者グループが本日現在において保有する株数(4,488,900株)を控除した857,028株(所有割合5.29%)に設定しております。なお、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限(857,028株)以下の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

本公開買付けは、議決権の行使により対象者の経営を支配すること又は重要提案行為等若しくは取締役の派遣により対象者の経営に影響を及ぼすことを目的とするものではなく、公開買付者グループによる純投資目的での対象者普通株式の買増しに留まります。また、対象者には、既に対象者普通株式7,588,000株(所有割合46.84%)を所有し、対象者の事業運営を支配している株式会社クレディセゾン(以下「クレディセゾン」といいます。)という安定的支配株主が存在します。そのため、仮に本公開買付けにより、公開買付者グループがその所有割合を33%まで高めたとしても、対象者における株主構成に若干の変化はあるものの、対象者の事業運営はこれまでどおり行われることになるものと考えております。

また、ECMは、投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために導入された日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明を行っているところ、公開買付者グループは、本公開買付け後においても、対象者の中長期的な企業価値の向上を目指して、定められた議決権行使基準(日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明に伴い、<http://www.fsa.go.jp/status/stewardship/list/04.pdf>において、一般に開示されております。)に従って議決権行使を行うことを予定しております。さらに、公開買付者グループは、対象者の株主である、ということ以外に、対象者との間に取引関係などはなく、対象者との間に利益相反関係もありません。以上より、本公開買付けにより、公開買付者グループが所有割合を増加させることは、対象者にとっては、利益相反関係のない中長期的保有目的の株主を確保することにもなりますので、公開買付者グループとしては、本公開買付けは、対象者の中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上に間接的に寄与するものと考えております。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

① 公開買付者の概要

公開買付者は、本公開買付けによる対象者の株券等を取得及び所有すること等を目的として、ケイマン諸島法に基づき平成26年12月31日に設立された会社であり、本日現在、対象者普通株式を所有しておらず、また、その株式はECMが運用するイーシーエム マスター ファンド (ECM Master Fund) (以下「MF」といいます。)の受託者として、RBCが全て保有しています。また、公開買付者の投資権限及び投資対象の議決権行使に係る権限は、公開買付者とECMとの間の投資一任契約に基づきECMが有しております。

ECMは、シンガポール共和国法に基づき平成18年に設立された投資運用会社であり、本日現在、主に北米の年金基金、大学財団など長期性資金を有する機関投資家からの出資をMFを通じて運用しており、また、対象者普通株式を100株(所有割合0.00%)所有しています。

RBCは、ケイマン諸島法に基づき設立された法人であり、ECMが運用するMFの受託者であり、MFの受託者として本日現在、対象者普通株式を4,488,800株(所有割合27.71%)所有しています。MFに関する投資権限及び投資対象の議決権行使に係る権限はECMが有していますが、MF自体には法人格が存在しないため、ECMの投資判断に基づき、MFの資金により取得された対象者普通株式については、MFを設立する際のECMとRBCとの間の信託契約に基づき、形式的には、MFの受託者であるRBCが所有者となっております。なお、公開買付者の実質的株主もMFですが、MFに法人格がないため、形式的には、上記信託契約に基づき、MFの受託者であるRBCが公開買付者の唯一の株主となっております。

② 本公開買付けの背景等

対象者は、昭和 45 年に、西武流通グループ(当時)の情報処理機能の統合と新しい情報サービス業の創造を目的として、株式会社西武情報センターとして設立され、情報処理サービス事業、ソフトウェア開発事業を開始しました。その後、対象者は、平成 4 年に現商号である株式会社セゾン情報システムズに商号を変更し、平成 5 年に対象者普通株式を店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録しました。対象者普通株式は現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が開設する JASDAQ（スタンダード）市場（以下「JASDAQ」といいます。）に上場しております。

対象者は現在、金融システム事業、流通サービスシステム事業、BPO 事業、HULFT 事業等を中心に情報システム事業を行っております。

ECM 及び RBC は、対象者普通株式の市場株価は対象者の企業価値に比べて割安であると考え、平成 20 年 8 月ころより、純投資目的で対象者普通株式を市場内において買い増し、平成 22 年 12 月 17 日までは、対象者普通株式を 4,207,400 株（所有割合 25.97%）取得しました。しかしながら、対象者の取締役会は、平成 22 年 12 月 27 日に、大規模買付ルール（以下「本買収防衛策」といいます。）を導入しました。そして、本買収防衛策によりますと、本買収防衛策の対象となる者は、(i) 買付者を含む株主グループの議決権割合（法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合又は法第 27 条の 23 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じです。）を 28%以上とすることを目的とする買付行為若しくはこれに類似する行為を行おうとする者、又は (ii) 当該買付行為の結果、買付者を含む株主グループの議決権割合が 28%以上となる買付行為若しくはこれに類似する行為を行おうとする者（以下 (i) 及び (ii) に該当する者を「大規模買付者」と総称します。）となります。

ECM は、平成 22 年 12 月当時から、対象者普通株式について議決権割合で 28%以上を取得する意向があったところ、平成 23 年 9 月 6 日に、大規模買付者に該当する者として、本買収防衛策に定める手続に従って、対象者の取締役会に対して、対象者普通株式の取得についての意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を提出しました。なお、本意向表明書において、ECM は、同社の議決権割合が最大 33%となる対象者普通株式の買付けを行う可能性があること、対象者普通株式の保有目的はあくまで純投資であり、対象者に対して重大な影響力を行使することを前提としないことについて明記しております。また、ECM は、対象者の取締役会に対して、対象者普通株式の取得時期、取得方法、保有割合の上限など、大規模買付行為の方法及び内容の変更等、柔軟な対応を検討する旨提案（以下「本変更提案」といいます。）するとともに、対象者の取締役会及び特別委員会からの情報提供等の求めに対して積極的かつ詳細に情報提供を行うなど、誠実な対応を続けて参りました。

しかしながら、対象者の取締役会は本変更提案に対しては何ら回答することなく、また、対象者の特別委員会は、対象者の取締役会の諮問に対し、ECM による買付行為（以下「本買付行為」といいます。）について、(i) 本買付行為に反対し中止を求める議案（以下「本中止議案」といいます。）を対象者の株主総会に提出し、株主の意思を確認することが相当である、(ii) ECM 及びクレディセゾンを除く対象者株主のうち過半数の株式を有する株主が本中止議案に賛成した場合には、ECM においては、直ちに本買付行為を中止すべきである等の答申を行いました。これを受けて、対象者の取締役会は対象者の株主総会を招集し、平成 24 年 6 月 12 日に対象者の株主総会（以下「平成 24 年株主総会」といいます。）が開催されました。平成 24 年株主総会においては、ECM（RBC を含みます。）及びクレディセゾンを除く対象者株主のうち過半数の株式を有する株主が本中止議案に賛成したことを理由に、対象者は、ECM に対し、本買付行為を中止するよう中止要請をしました（以下「本中止要請行為」といいます。）。

しかし、本中止議案に係る株主総会決議（以下「本決議」といいます。）や本中止要請行為については、本買収防衛策において元々明記されていたものではなく、本買収防衛策上の位置付けや法的効力も不明でした。ECM 及び RBC としては、本買収防衛策に規定する対抗措置を発動するための要件（すなわち、本買収防衛策上のルールを遵守していないこと、又は大規模買付行為が対象者の企業価値ひいては

株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあり、かつ対抗措置を取ることが相当であること)は満たされていないと考えており、また、特別委員会や株主総会においてもかかる要件を満たしているとは認定されておりません。したがって、本来であれば、本買収防衛策上、ECM及びRBCは本意向表明書に基づいて対象者普通株式の買付けを行うことが認められるはずであると考えられます。それにもかかわらず、ECM又はRBCがかかる買付けを行った場合には、本中止要請行為に抵触することを理由に、対象者の取締役会が本決議等に依拠して本買収防衛策に規定する対抗措置を発動し、これにより、ECM及びRBCの正当な投資活動である対象者普通株式の買増しが阻害され、投資家及び対象者の株主としての法的地位又は権利が侵害されるおそれがあったことから、ECM及びRBCは、その救済を求めるため、対象者を被告として、平成24年11月20日、東京地方裁判所に本決議の無効確認を求める株主総会決議無効確認訴訟(以下「本総会決議無効確認訴訟」といいます。)を提起しました。そして、平成26年11月20日、東京地方裁判所は本総会決議無効確認訴訟について判決(以下「本判決」といいます。)を下し、控訴がされることなく控訴期間が経過したため、本判決が確定しました。本判決においては、本中止要請行為には、ECM及びRBCによる対象者株式の買増しを禁止する法的効力はなく、また、本決議にも、ECM及びRBCによる対象者株式の買増しを禁止する法的効力はないと判示されました。そして、本決議によって対抗措置の発動が間接的に容易になっているということも困難であると判示されました。一方、対象者の取締役会は、所定の要件が満たされた場合には、株主意思の確認のための総会決議を経ないままでも、本買収防衛策に規定する対抗措置を発動することは可能であり、本決議の法的効力がないことを確定したとしても、対象者が対抗措置を発動する可能性は消滅しないし、その可能性が減少するものでもないから、対象者普通株式の買増しが妨げられている状況を除去することができず、したがって、結論として訴えの利益がないと判示されました。また、本判決においては、大規模買付者は公開買付公告及び公開買付届出書において、当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社の取締役会が公開買付けの期間中に対抗措置として新株予約権の無償割当てをする旨の決議をしたときなど政令で定める公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情が生じたときは、公開買付けの撤回等を行うことができる旨の条件を付した場合には、当該公開買付けに係る申し込みの撤回等を行うことができるから、現時点において本決議が無効であることを確認できないからといって、ECM及びRBCは対抗措置の発動による保有株式の希釈化等の多大なリスクを背負わなければ株式を買い増すことができないと断じることができない、とも判示されました。また、本判決後、ECMは、本判決の内容について、対象者と書面による意見の交換を数回行いましたが、共通の認識を得ることはできませんでした。

そこで、ECMは、本公開買付けにより、対象者普通株式の買増しを行うことの検討を本格化させましたが、(i)近時の対象者普通株式は依然として、対象者の企業価値に比べて割安であると考えられること、(ii)本意向表明書を提出してから既に3年5か月という長い期間が経過し、かかる期間中におけるECMと対象者の努力、協議にもかかわらず、双方にとって満足する内容での対象者普通株式の買増しについて合意に達することができなかったこと、(iii)公開買付者グループとしては、対象者普通株式の買増しは対象者の中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上に間接的に寄与するものであると考えていること、(iv)平成24年株主総会に係る株主総会参考書類その他の本中止議案に関する対象者の情報開示は、合理性のない偏向的な内容であって、対象者の株主を誤導するものであったと考えられるところ、クレディセゾンという安定的支配株主が存在する状況下において、本買収防衛策の不透明な運用により、本決議のような形で少数株主である公開買付者グループによる株式買増しが阻止されることになれば、自由な取引が認められるはずの日本の株式市場の公正性に対する信頼を損ないかねないこと、(v)本判決においても判示されたように、本決議及び本中止要請行為によってもECM及びRBCによる対象者普通株式の買付けが法的に禁止されるわけではないこと、(vi)本判決においても判示されたように、本公開買付けに対して、仮に対象者の取締役会が本買収防衛策に規定する対抗措置を発動した結果、公開買付者グループが保有する対象者普通株式が希釈化される可能性が生じることになるとしても、公開買付者は法令の定めに従って本公開買付けを撤回することが認められているため、公開買付者グループは、保有株式の希釈化等のリスクを回避できる手段があるのに対して、市場内買付けにより対象者普通株式の買増しを行う場合には、仮に対象者の取締役会が本買収防衛策に規定する対抗措置を発動したときには、買付者は買付けの撤回を行うことはできないため(当該対抗措置を差し止めることがで

きない限り) 保有株式の希釈化等のリスクを回避できないこと等を総合的に考慮し、本日、本公開買付けにより、対象者普通株式の買増しを行うことを正式に機関決定しました。なお、これまでの経緯に照らせば、対象者から本公開買付けに対する積極的な賛同を事前に得ることは困難であると考えられるため、公開買付者グループは本公開買付けにつき対象者と事前に新たな協議を行う予定はありませんでしたが、ECM は、本公開買付けの開始に先立ち、平成 27 年 2 月 6 日に対象者の取締役会宛てに、書面により、本公開買付けにより対象者普通株式を 857,028 株 (所有割合 5.29%) 買い増す予定であること及び本公開買付けの開始という判断に至った理由、経緯等を伝えたところ、対象者から面談の要請があり、それを受けて同月 8 日に面談が実施されました。面談においては、対象者から、本公開買付けの告知が開始の直前であって検討期間が十分でないことにつき懸念が示され、本公開買付けの実施の延期を要請されました。しかし、純投資目的での対象者普通株式の (議決権割合で最大 33%までの) 買増しは、平成 23 年 9 月 6 日の本意向表明書の提出から一貫したものであり、対象者の要請に応じて誠実に情報提供も行ってきたところであって、これに対して対象者は (対抗措置の発動ではなく) 本中止要請行為という対応をとったものであるため、さらに追加の実質的な検討が必要であるとの要請には合理的根拠は認められないことから、ECM は対象者に対して本公開買付けを予定どおり実施すると伝えました。また、公開買付者グループとしては、本公開買付けに係る公開買付期間中も、本公開買付けについて検討・判断のために必要であるとして、対象者より追加の情報提供や協議の要請を受けた場合には、それらが対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から合理的に必要なものである限り、公開買付制度の枠組みの中で誠実かつ真摯に対応する予定であることについても対象者に対して伝えております。なお、当該面談においては、対象者から、本公開買付けには平成 26 年 6 月 12 日開催の対象者株主総会において更新された後の本買収防衛策が適用されるとして、これに則った手続を履践するようとの要請もありました。これに対し、ECM としては、本公開買付けは上記のとおり本意向表明書の提出から一貫して表明してきた純投資目的での対象者普通株式の (議決権割合で最大 33%までの) 買増しであって、対象者はこれに対して本中止要請行為という対応をとったものである以上、その後に更新された本買収防衛策に則った手続を履践する必要はないと考えている旨回答しました。

なお、本公開買付けに対して、対象者の取締役会が本買収防衛策に規定する対抗措置を発動した結果、公開買付者グループが保有する対象者普通株式が希釈化される可能性が生じる場合、公開買付者は法令の定めに従って、本公開買付けを撤回することがあります (本公開買付けの撤回事由については、後記「2. 買付け等の概要 (9) その他買付け等の条件及び方法 ②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」をご参照ください)。

(3) 本公開買付け後の株券等の保有方針等

本公開買付け後においても、公開買付者グループによる対象者普通株式の保有目的は純投資であり、議決権の行使により対象者の経営を支配すること又は重要提案行為等若しくは取締役の派遣により対象者の経営に影響を及ぼす具体的な予定・見込みはありません。

公開買付者グループは、ECM の日本版ステワードシップ・コードの受入れ表明に伴い、<http://www.fsa.go.jp/status/stewardship/list/04.pdf> において開示されております議決権行使基準に従って、対象者の中長期的な企業価値の向上を目指して議決権を行使することを予定しております。

公開買付者グループは、対象者普通株式に対して中長期の投資を行うことを基本としており、本日時点において、対象者普通株式の処分予定やその時期については決定しておりません。また、公開買付者グループは、本買収防衛策に基づく対象者に対する情報提供の時点から一貫して、対象者普通株式を対象者及びクレディセゾン並びにこれらの役員及び従業員に買い取らせる目的はない旨表明しております。本日時点及びそれ以降においても、かかる目的がないことをより一層明らかにするため、ECM は平成 27 年 2 月 6 日、対象者の取締役会に対して、対象者及びクレディセゾン並びにこれらの役員及び従業員に公開買付者グループが保有する対象者普通株式の買い取りを要求しない旨の誓約書を差し入れております。なお、公開買付者グループ内における対象者普通株式の相互譲渡については、現時点では決定しておりません。

(4) 対象者普通株式の追加取得の予定の有無

公開買付者グループは、本公開買付けによって買付予定数の上限（857,028株、所有割合5.29%）まで対象者普通株式を取得できなかった場合、議決権割合において33%に達するまで対象者普通株式を追加取得する具体的な予定はありません。なお、仮に今後、対象者普通株式を追加取得することを決定した場合においても、公開買付者グループによる対象者普通株式への投資は、純投資目的によることを意図しており、対象者の経営陣、株主、その他のステークホルダーに対し、公開買付者グループが議決権の行使により対象者の経営を支配すること又は重要提案行為等若しくは取締役の派遣により対象者の経営に影響を及ぼすことを目的としていないことを明確に示す観点から、議決権割合において33%を超えて対象者普通株式を取得することは予定していません。

(5) 上場廃止の見込みの有無及びその事由

本公開買付けは、公開買付者による対象者普通株式の買増しに留まりますので、公開買付者の知る限り、対象者の上場廃止の見込みはありません。

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

公開買付者が本公開買付けにより取得することとなる対象者普通株式に係る議決権の行使権限は、公開買付者とECMとの間の投資一任契約に基づきECMが有しております。また、MFの受託者であるRBCが保有する対象者普通株式4,488,800株（所有割合27.71%）に係る議決権行使権限も、MFを設立する際のECMとRBCとの間の信託契約に基づき、ECMが有しております。そのため、本公開買付けが成立した場合、公開買付者、RBC及びECMが保有する対象者普通株式に係る議決権行使権限は全てECMが有することとなり、ECMはその議決権行使基準に従ってこれらの議決権を行使する予定です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社セゾン情報システムズ																				
② 所 在 地	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号サンシャイン60 21F																				
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宮野 隆																				
④ 事 業 内 容	金融システム事業、流通サービスシステム事業、BPO 事業、HULFT 事業																				
⑤ 資 本 金	1,367,687 千円 (平成 26 年 3 月 31 日現在)																				
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 45 年 9 月 1 日																				
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 26 年 3 月 31 日)	<table border="0"> <tr> <td>株式会社クレディセゾン</td> <td>46.84%</td> </tr> <tr> <td>ロイヤルバンクオブカナダトラスト カンパニー (ケイマン) リミテッド (常任代理人 立花証券株式会社)</td> <td>27.71%</td> </tr> <tr> <td>セゾン情報システムズ社員持株会</td> <td>3.68%</td> </tr> <tr> <td>株式会社インテリジェントウェイブ</td> <td>3.09%</td> </tr> <tr> <td>大日本印刷株式会社</td> <td>1.90%</td> </tr> <tr> <td>有限会社福田製作所</td> <td>1.23%</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)</td> <td>1.21%</td> </tr> <tr> <td>協和青果株式会社</td> <td>0.62%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三菱東京 UFJ 銀行</td> <td>0.49%</td> </tr> <tr> <td>富士通株式会社</td> <td>0.49%</td> </tr> </table>	株式会社クレディセゾン	46.84%	ロイヤルバンクオブカナダトラスト カンパニー (ケイマン) リミテッド (常任代理人 立花証券株式会社)	27.71%	セゾン情報システムズ社員持株会	3.68%	株式会社インテリジェントウェイブ	3.09%	大日本印刷株式会社	1.90%	有限会社福田製作所	1.23%	株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	1.21%	協和青果株式会社	0.62%	株式会社三菱東京 UFJ 銀行	0.49%	富士通株式会社	0.49%
株式会社クレディセゾン	46.84%																				
ロイヤルバンクオブカナダトラスト カンパニー (ケイマン) リミテッド (常任代理人 立花証券株式会社)	27.71%																				
セゾン情報システムズ社員持株会	3.68%																				
株式会社インテリジェントウェイブ	3.09%																				
大日本印刷株式会社	1.90%																				
有限会社福田製作所	1.23%																				
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	1.21%																				
協和青果株式会社	0.62%																				
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	0.49%																				
富士通株式会社	0.49%																				
⑧ 公開買付者と対象者の関係																					
資 本 関 係	該当事項はありません。																				
人 的 関 係	該当事項はありません。																				
取 引 関 係	該当事項はありません。																				
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。																				

(2) 日程等

① 日程

ディレクターによる決定	平成 27 年 2 月 9 日 (月曜日)
公開買付開始公告日	平成 27 年 2 月 10 日 (火曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成 27 年 2 月 10 日 (火曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成 27 年 2 月 10 日 (火曜日) から平成 27 年 3 月 24 日 (火曜日) まで (30 営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,700 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格を決定するために、本公開買付けを実施することについての公表日である本日の前営業日である平成 27 年 2 月 6 日の JASDAQ における対象者普通株式の終値 (996 円)、同日までの過去 1 か月間 (平成 27 年 1 月 7 日から平成 27 年 2 月 6 日まで) の終値の単純平均値 (1,081 円。小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。)、同過去 3 か月間 (平成 26 年 11 月 7 日から平成 27 年 2 月 6 日まで) の終値の単純平均値 (1,164 円)、同過去 6 か月間 (平成 26 年 8 月 7 日から平成 27 年 2 月 6 日まで) の終値の単純平均値 (1,225 円) を参考にいたしました。そして、公開買付者は、中長期的な企業価値の向上に伴う対象者普通株式の株価の値上がり益や配当を享受することが可能な範囲で、本公開買付けに対してより多数の応募がなされるように、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの水準の実例、本日現在においては対象者が本公開買付けに対して賛同するか否かが明らかでないこと、本公開買付けによって取得する予定の対象者普通株式の数等をも総合的に勘案して、本公開買付価格を 1 株あたり 1,700 円と決定いたしました。

なお、対象者は平成 27 年 2 月 5 日付「業績予想の修正に関するお知らせ」において、製品保証引当として 53 億円を追加で原価計上することを公表し、それに伴い、平成 27 年 3 月期通期の営業利益、経常利益及び当期純利益の業績予想を大幅に下方修正しました (以下「本業績下方修正」といいます。)。公開買付者は、本業績下方修正の正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりませんが、対象者が当該「業績予想の修正に関するお知らせ」において公表している内容からすれば、本業績下方修正は特定の開発案件に係る費用の増加であり、かつ、現時点における可能な限りの合理的な試算に基づく製品保証引当が既に計上されたとのことであるため、公開買付者としては、本業績下方修正は、対象者の中長期的な企業価値に大きな影響を与えるものではないと判断しております。

本公開買付価格 (1 株あたり 1,700 円) は、本公開買付けを実施することについての公表日の前営業日である平成 27 年 2 月 6 日の JASDAQ における対象者普通株式の終値 996 円に対して 70.68%、同日までの過去 1 か月間 (平成 27 年 1 月 7 日から平成 27 年 2 月 6 日まで) の終値の単純平均値 1,081 円に対して 57.26%、同過去 3 か月間 (平成 26 年 11 月 7 日から平成 27 年 2 月 6 日まで) の終値の単純平均値 1,164 円に対して 46.05%、同過去 6 か月間 (平成 26 年 8 月 7 日から平成 27 年 2 月 6 日まで) の終値の単純平均値 1,225 円に対して 38.78%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。

なお、公開買付者は、本公開買付価格を検討するにあたり、第三者算定機関から対象者普通株式の株式価値に関する算定書を取得しておりません。これは、本公開買付けは対象者との間で事前に新たな協議を行うことなく開始することを予定していたものであって、本公開買付価格を決定するに際して、対象者より、非公表の情報を入手することができず、第三者算定機関に対して株式価値の算定を依頼する実益に乏しいと判断したことに基づきます。

② 算定の経緯

公開買付者は、本公開買付価格を決定するために、本公開買付けを実施することについての公表日である本日の前営業日である平成 27 年 2 月 6 日の JASDAQ における対象者普通株式の終値 (996 円)、同日までの過去 1 か月間 (平成 27 年 1 月 7 日から平成 27 年 2 月 6 日まで) の終値の単純平均値 (1,081 円)、同過去 3 か月間 (平成 26 年 11 月 7 日から平成 27 年 2 月 6 日まで) の終値の単純平均値 (1,164 円)、同過去 6 か月間 (平成 26 年 8 月 7 日から平成 27 年 2 月 6 日まで) の終値の単純平均値 (1,225 円) を参考にいたしました。そして、公開買付者は、中長期的な企業価値の向上に伴う対象者普通株式の株価の値上がり益や配当を享受することが可能な範囲で、本公開買付けに対してより多数の応募がなされるように、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの水準の実例、本日現在においては対象者が本公開買付けに対して賛同するか否かが明らかでないこと、本公開買付けによって取得する予定の対象者普通株式の数等をも総合的に勘

案して、本公開買付価格を1株あたり1,700円と決定いたしました。なお、本公開買付価格の決定に際しては、本業績下方修正の影響も考慮しております。

③ 算定機関との関係

該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
857,028株	一株	857,028株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(857,028株)以下の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(857,028株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	44,889個	(買付け等前における株券等所有割合 27.71%)
買付予定の所有株券等に係る議決権の数	8,570個	(買付け等後における株券等所有割合 5.29%)
対象者の総株主等の議決権の数	161,912個	

(注1) 「買付予定の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(857,028株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成26年10月24日に提出した、第46期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者平成27年3月期第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在の対象者の発行済普通株式総数(16,200,000株)から、同決算短信に記載された平成26年12月31日現在の対象者の所有する普通株式に係る自己株式数(217株)を控除した16,199,783株に係る議決権の数(161,997個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 1,456,947,600円

(注) 買付代金は、買付予定数(857,028株)に公開買付価格(1,700円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
立花証券株式会社 東京都中央区日本橋小網町7番2号 ペンてるビル

② 決済の開始日

平成27年3月30日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法 ①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「同 ②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店(タチバナストックハウスを含みます。)にご確認ください。)。但し、対象者の特別口座管理機関である、みずほ信託銀行株式会社に開設された「特別口座」に記録されている株券等について応募し、当該特別口座から応募株主等口座へのお振替えが行われた場合、一度特別口座から振替えられた応募株券等については、再度特別口座に記録することはできませんのでご注意ください。詳しくはみずほ信託銀行株式会社にお尋ねください。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限(857,028株)以下の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(857,028株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元(100株)未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。但し、切り捨てられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元(100株)未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の端数の部分がある場合は当該1単元未満の端数)減少させるものとし、切り上げられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数

の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしツ、第 2 号、第 3 号イないしチ及びヌ、第 4 号、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額（1,658,815,600 円（注）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得すると引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額（1,658,815,600 円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合にも、令第 14 条第 1 項第 1 号ツに定める「イからソまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事実に基づき、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、外為法第 27 条第 1 項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者普通株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」が得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

（注） ご参考：発行済株式総数及び自己株式の数に変動がないとすると、1 株あたりの配当額は 103 円に相当します（具体的には、1,658,815,600 円を、対象者平成 27 年 3 月期第 3 四半期決算短信に記載された平成 26 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済普通株式総数（16,200,000 株）から、同決算短信に記載された平成 26 年 12 月 31 日現在の対象者の所有する普通株式に係る自己株式数（217 株）を控除した 16,199,783 株で除し、1 円未満の端数を切り上げて計算しています。）。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに下記に指定する者の応募の受付を

行った本店又は全国各支店（タチバナストックハウスを含みます。）に、応募の受付の際に交付された「公開買付申込受付票」と「公開買付応募申込書」のコピーを添付のうえ、「公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面」（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

解除書面を受領する権限を有する者

立花証券株式会社 東京都中央区日本橋小網町7番2号 ペンてるビル

（その他の立花証券株式会社全国各支店（タチバナストックハウスを含みます。））

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条の規定により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段

(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日

平成 27 年 2 月 10 日 (火曜日)

(11) 公開買付代理人

立花証券株式会社 東京都中央区日本橋小網町 7 番 2 号 ペンてるビル

(公開買付けの応募手続等に関するお問い合わせは、公開買付代理人(立花証券株式会社:フリーダイヤル(0120)192-460) にお願ひします。)

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、前記「1. 買付け等の目的 (3) 本公開買付け後の株券等の保有方針等」、「同 (4) 対象者普通株式の追加取得の予定の有無」及び「同 (5) 上場廃止の見込みの有無及びその事由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

② 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以 上